

福島町地域強靭化計画

計画期間：令和 6 年度～

令和 13 年度

令和 6 年 3 月

福島町

目次

第1章 はじめに	1
1 計画の策定趣旨	1
2 計画の位置付け	3
3 町の概況	5
第2章 福島町地域強靭化の基本的考え方	9
1 福島町地域強靭化の目標	9
2 本計画の対象とするリスク	10
1 脆弱性評価の考え方	12
2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	13
3 評価の実施手順	14
4 評価結果	14
第3章 福島町地域強靭化のための施策プログラムの策定等	15
1 施策プログラム策定の考え方	15
2 施策推進の指標となる目標の設定	15
3 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）	15
4 推進事業の設定	16
●福島町地域強靭化のための施策プログラムの策定一覧	17
第4章 計画の推進管理	27
1 計画の推進期間等	27
2 計画の推進方法	27
3 推進体制	28
【別表1】福島町地域強靭化に関する脆弱性評価	29
【別表2】福島町地域強靭化のための推進事業一覧	41

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

国では、2011年に発生した東日本大震災以来、毎年のように大規模災害により、多くの尊い人命が失われ、莫大な経済的・複合的被害を受けてきた。

こうした状況の中で、近年の大規模災害の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

このような状況を踏まえ、国においては、2013年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、2014年6月には、基本法に基づく「国土強靭化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定されている。

基本計画の策定から5年が経過した2018年12月には、国土強靭化を取り巻く社会情勢の変化や策定後に発生した災害から得られた知見などを反映するため基本計画を見直すとともに、計画に位置づけた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」、更に2020年12月には「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」が閣議決定された。

北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靭化を図るための地域計画として、「北海道強靭化計画」が2015年3月に策定され、2020年3月にはこれまでの取組の点検結果や近年の自然災害から得られた知見、国の基本計画の見直し内容を踏まえ、道と市町村などの関係機関との連携をより深めながら、官民が一体となって北海道自らの強靭化に取り組むとともに、大規模自然災害に備えた北海道の強みを活かしたバックアップ機能が十分に発揮されるよう、本計画を改定している。

当町においても、日本海及び太平洋沖における大規模な地震・津波の発生が高い確率で想定されているほか、過去の経験から、豪雨・豪雪などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

この間、当町においても、東日本大震災や平成28年豪雨災害、平成30年胆振東部地震等の教訓を踏まえるとともに、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に対する新たな防災対策などを追加し「福島町地域防災計画」の見直しを図り、多発する災害等に備え、防災・減災のための取組を強化してきたところであ

る。

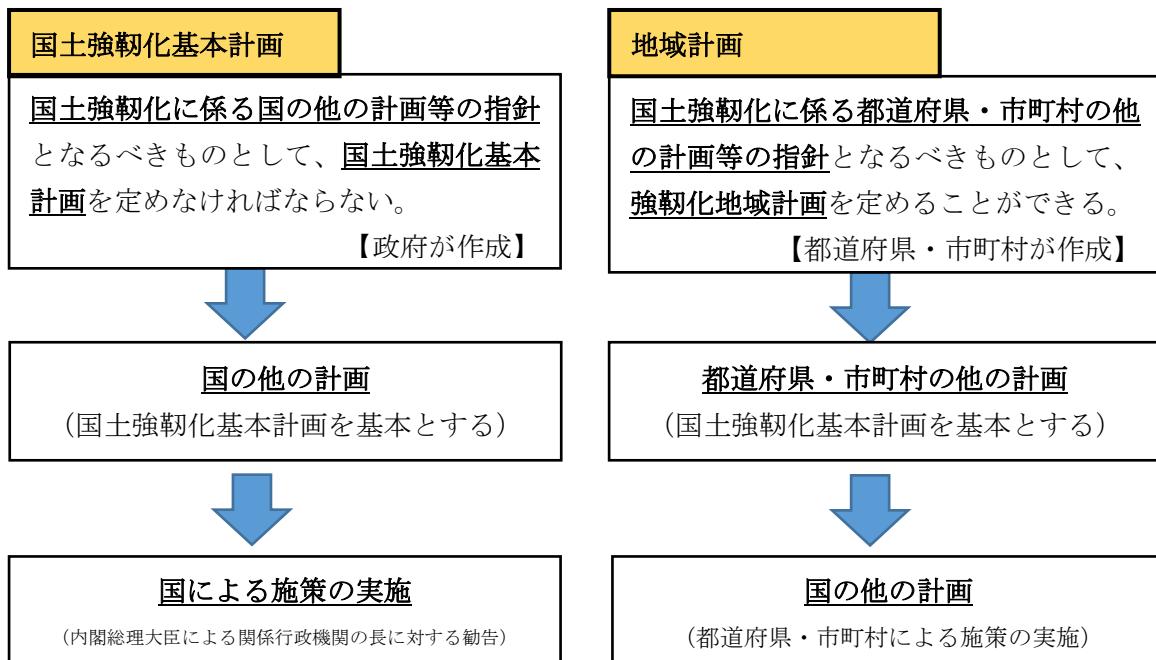
このような中、当町においては、人口減少や高齢化に伴う地域防災力の低下や、激甚化する災害事象など、多様化する被災形態へ対応するため、地域全体で防災力の向上を図る取り組みを継続していく必要がある。

第6次福島町総合計画の推進するテーマ「自然と人が織りなす“幸せ実感コンパクトな町”～持続可能なまち「ふくしま」を共に創る～」を着実に進めるとともに、将来の災害に備え、地域全体の防災・減災に資するため、国や道など関係機関と連携のもと、国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる「福島町地域強靭化計画」を推進する。

2 計画の位置付け

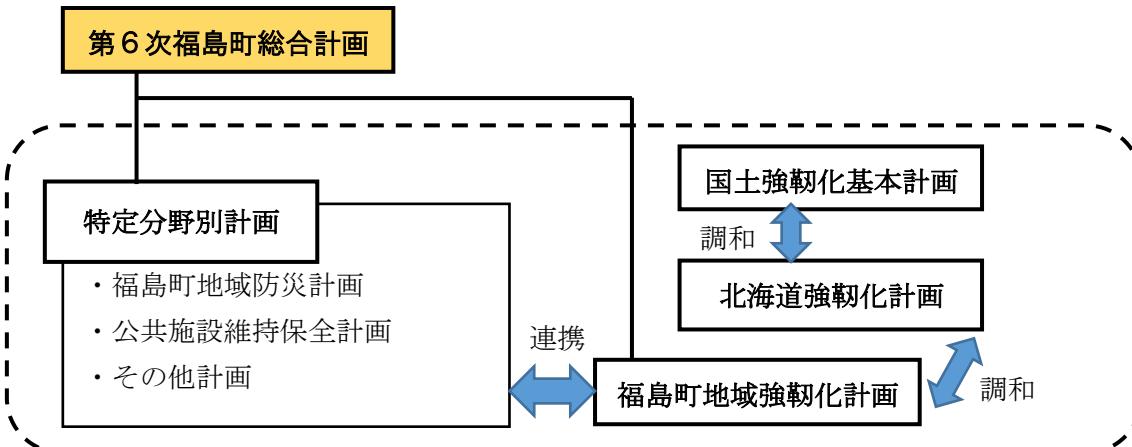
(1) 国土強靭化基本計画及び北海道地域計画との調和

本計画は、基本法第13条に基づき、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、国土強靭化基本計画との調和を保ち策定するものです。また、北海道の計画が当町の被災形態を包括する計画であることを踏まえ、同計画との調和も保つものとする。



(2) 他計画との関係

本計画は、国土強靭化の観点から、町における「地域防災計画」をはじめとする様々な分野での計画の指針となるものです。



（3）計画期間

本計画の期間は、第6次福島町総合計画と整合性を図り、令和6年度から令和13年度までの8年間とする。

その後は、施策の進捗や災害事象への調査研究、技術開発の最新の知見、社会経済情勢の変化等を踏まえるとともに、第6次福島町総合計画前期実施計画や後期実施計画（以下「前期実施計画、後期実施計画」という。）との整合性を図るため、前期実施計画終了年度に見直しを行うものとする。

ただし、必要となる事象等が発生した場合には、隨時、計画変更を行うものとする。

3 町の概況

(1) 立地、自然など

福島町は、渡島半島の南端にあります。

面積は 187.28km² で、東は知内町、西は松前町、北は大千軒岳（1,072m）を挟んで上ノ国町と接しています。

津軽海峡に面した海岸は、東の矢越岬から西の白神岬まで、変化に富んだ美しい景観に恵まれ、北海道最南端の道立自然公園に指定されています。

気候は、対馬暖流の影響を受けて、年間を通じて道内では比較的温暖な気候に恵まれています。

交通網としては、町内に函館市を起点とした国道 228 号が幹線道路となっています。

公共交通機関としては、函館・木古内・松前間に路線バスが運行されています。

(2) 沿革

町内各地から、縄文時代の遺跡が発見されていますが、文献では、1189 年（文治 5 年）に奥州藤原氏の一族が海を越え、定住したことにはじまると言われています。

漁業を中心に、5つの村（福島村、白符村、宮歌村、吉岡村、礼髪村）が形成されていましたが、明治維新後、町村制の施行によって福島町と吉岡村になりました。その後、1955 年（昭和 30 年）に福島町と吉岡村が合併し、現在の福島町が誕生しました。

1963 年（昭和 38 年）には、北海道と青森を結ぶ青函トンネル工事が始まり、北海道側の工事基地となった当町は、「トンネルの町」として工事とともに歩んできました。

1985 年（昭和 60 年）の工事完了後は、イカやマグロをはじめとする沿岸漁業や、養殖コンブを中心とした栽培漁業、水産加工業を基幹産業としています。

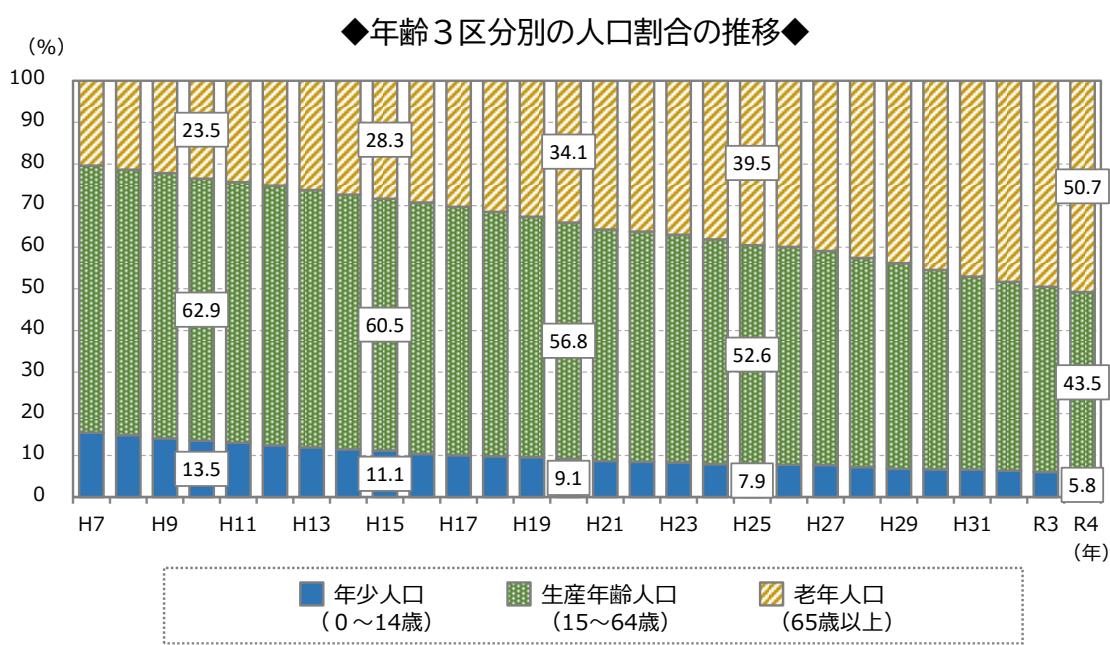
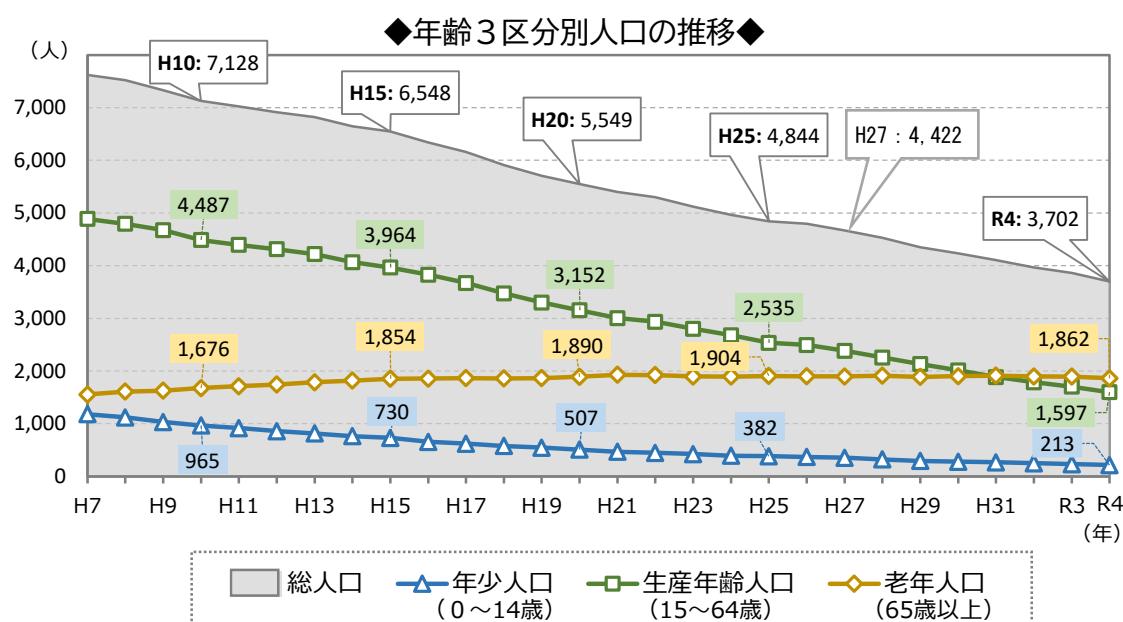
また、当町は「第 41 代横綱千代の山」「第 58 代横綱千代の富士」の二人の横綱の出身地であり、「女だけの相撲大会」や「千代の富士杯争奪相撲大会」などの行事が行われ、夏には九重部屋力士の合宿が町内で行われるなど、相撲をテーマとした「横綱の里づくり」を推進しています。

「トンネルの町」と「横綱の里」のシンボルとして、町内には「青函トンネル記念館」と「横綱千代の山・千代の富士記念館」があり、隣接する道の駅とともに観光・交流の拠点となっています。

(3) 人口の推移

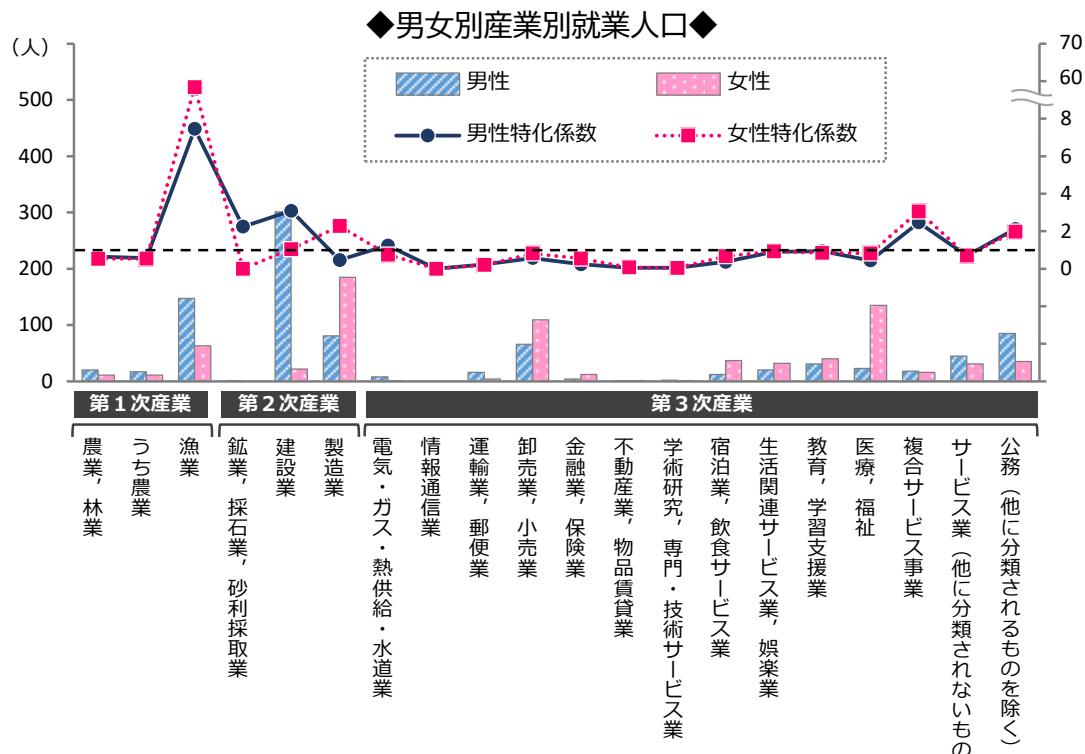
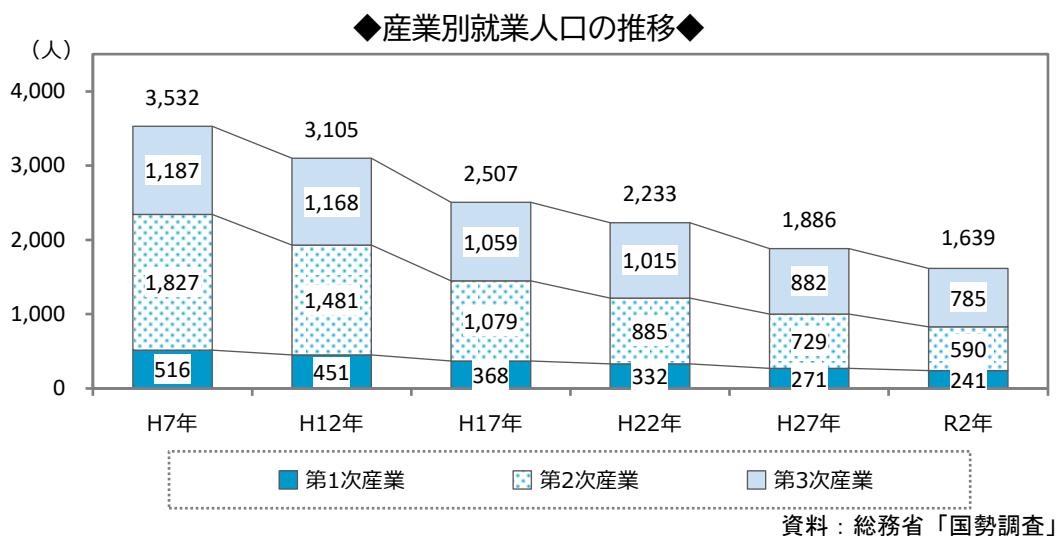
国勢調査による福島町の総人口は、昭和 30 年（1955 年）の 13,428 人をピークに減少はじめ、青函トンネル工事着工後は 1975 年（昭和 50 年）に増加するものの、その後、減少となった。青函トンネルの完成後、工事関係者の転出が一段落した後も継続的に減少しており、2015 年（平成 27 年）には、4,422 人となっている。

近年は、年少人口（15 歳未満）と生産年齢人口（15 歳以上～65 歳未満）は減少、高齢者人口（65 歳以上）は増加で推移しており、少子高齢化が顕著で高齢化率は令和 4 年 1 月 1 日時点で 50% を超えている。



産業別就業人口については、1965年（昭和40年）までは第一次産業の就業人口が3,000人以上（6割以上）を占めていたが、青函トンネル工事の進捗状況とともに第2次産業の就業人口が増加し、1970年（昭和45年）から1975年（昭和50年）の間に倍増したが、近年（令和2年）では第3次産業が最も多くなっている。

男女別産業別就業人口は、男性は「建設業」が最も多く、「漁業」「公務」「製造業」の順となっており、女性は「製造業」が最も多く、「医療・福祉」「卸売業・小売業」の順となっている。



(4) 福島町における近年の主な災害による被害発生状況

過去の主な災害による被害発生状況

発生年月日	種別	地域	被害状況
H20.7.14	地すべり		林業1件
H20.8.3	大雨	町内全域	土木1件
H21.7.8	大雨		林業1件
H21.7.11	落石		道々岩部線通行止
H22.7.28	大雨		土木1箇所、水産1件
H22.8.16	大雨		林業10件
H23.3.11	東日本大震災		被害なし
H24.3.31	がけ崩れ	字日出	道々岩部線通行止
H24.4.4	大雨	町内全域	水産47件、公共施設破損1件
H24.9.25	大雨	町内全域	床下浸水2棟
H24.12.6	暴風雪	町内全域	停電49世帯、非住家半壊1棟
H25.8.9	大雨	字松浦 松浦～白神間 浦和～岩部間	非住家全壊1棟 国道通行止 道道岩部線通行止
H25.8.23	大雨	字宮歌 浦和～岩部間 町道吉野館崎線 字岩部地区	床下浸水2棟 道道岩部線通行止 土砂流出6箇所 一部冠水 土砂崩れ1件 土砂堆積2棟 護岸被害1箇所
H26.1.25	がけ崩れ	字岩部	道道岩部線通行止
H28.4.17	低気圧	字千軒 字福島・吉岡地区	住家一部破損1棟、農業施設被害2棟 水産施設損壊1,989箇所、水産4件
H28.8.30	台風10号	町内全域	住家破損22棟、停電107戸、土木2箇所 農業施設損壊10棟、水産1件
H28.11.12	がけ崩れ	字岩部	道々岩部線通行止
H28.12.22	大雨	字宮歌	床下浸水1棟
H29.9.17	台風18号	字宮歌	床下浸水1棟
H30.8.24	台風20号	町内全域	床下浸水1棟、道道岩部線通行止
H30.9.5	台風21号	町内全域	住家破損3棟、非住家破損2棟 農業施設損壊1棟、公共施設破損2件
H30.9.6	北海道胆振地方東部地震	町内全域	停電
R1.9.23	台風17号	町道福島月崎幹線	一部冠水
R3.1.29	低気圧	町内全域	住家一部破損1棟
R3.4.24	がけ崩れ	字岩部	道道岩部線通行止
R4.2.10	大雪	町内全域	公共施設全壊1件

第2章 福島町地域強靭化の基本的考え方

1 福島町地域強靭化の目標

福島町地域強靭化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、当町の重要な社会経済機能を維持することに加え、当町がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靭化に積極的に貢献していくことにある。

また、当町の強靭化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組みである。こうしたことからも、人口減少対策や地域活性化など当町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、当町の持続的成長につながるものでなければならない。

当町の強靭化を進めるにあたっては、国土強靭化基本計画に掲げる「人命の保護が最大限図られること」「行政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」「住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」「迅速な復旧・復興」という4つの基本目標と、北海道強靭化計画における「大規模自然災害から道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靭化に貢献する」「北海道の持続的成長を促進する」という3つの基本目標も踏まえ、当町では、次の3項目を「福島町地域強靭化計画」における基本目標と定め、第6次福島町総合計画のまちづくりのテーマである自然と人が織りなす“幸せ実感コンパクトな町”～持続可能なまち「ふくしま」を共に創る～の実現に向け、関連施策を推進するものである。

国土強靭化基本 計画の目標	(1) 人命の保護が最大限図られること
	(2) 行政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
	(3) 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
	(4) 迅速な復旧・復興

北海道強靭化計 画の目標	(1) 大規模自然災害から道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守る
	(2) 北海道の強みを活かし、国全体の強靭化に貢献する
	(3) 北海道の持続的成長を促進する

福島町地域強 靭化の目標	(1) 大規模自然災害から町民の生命・財産と福島町の社会経済システムを守る
	(2) 災害発生の少ない福島町の強みを活かし、国・道全体の強靭化に貢献する
	(3) 福島町の持続的成長を促進する

2 本計画の対象とするリスク

福島町地域強靭化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得るが、「北海道強靭化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害も対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、目標（1）に掲げる「町民の生命・財産と福島町の社会経済システムを守る」という観点から、福島町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標（2）に掲げる「国・北海道全体の強靭化に貢献する」という観点から、町外における大規模自然災害についても、福島町として対応すべきリスクの対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に掲示する。

2－1 福島町における主な自然災害リスク

（1）地震・津波

- 日本海沖における海溝型地震
 - ・後志沖地震、石狩地震、留萌沖地震、南西沖地震、日本海中部地震
- 太平洋沖における海溝型地震
 - ・胆振東部地震、日高中部地震、十勝沖・釧路沖地震、北海道東部地震、根室沖・釧路沖地震、釧路北部地震

（2）豪雪・暴風雪

- 大雪・ホワイトアウトによる交通途絶、家屋の倒壊

（3）台風・大雨・暴風雨・高波

- 河川決壊・山地地滑り・道路破損・林道破損

2－2 福島町外における主な自然災害リスク

（1）首都直下地震

- 発生確率 … M7.3程度、30年以内に70%

（2）南海トラフ地震

- 発生確率 … M8～9以上、30年以内に70～80%

(3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

○ 発生確率 … M 8～9 以上、30 年以内に 60%

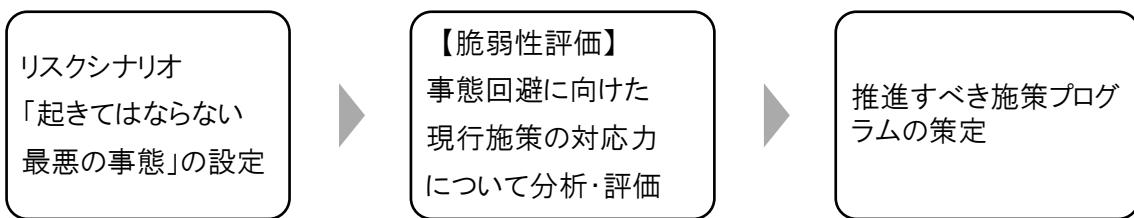
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靭化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靭化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

当町としても、本計画に掲げる福島町地域強靭化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靭化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- 過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、福島町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施。
- また、国土強靭化への貢献という観点から、町内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など町外における大規模自然災害のリスク低減に向けた当町の対応力についても、併せて評価。

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靭化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など町の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」の区分の整理・統合・絞り込み等を行い、脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、6つのカテゴリーに区分し、「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ 18の「起きてはならない最悪の事態】】

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
A	人命の保護	A-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		A-2 土砂災害による多数の死傷者の発生
		A-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生
		A-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		A-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		A-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		A-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
B	救助・救急活動等の迅速な実施	B-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		B-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		B-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺
C	行政機能の確保	C-1 町内外における行政機能の大幅な低下
D	ライフラインの確保	D-1 長期的又は広範なエネルギー供給の停止
		D-2 食料の安定供給の停滞
		D-3 上水道等の長期間にわたる機能停止
		D-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
E	二次災害の抑制	E-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
F	迅速な復旧・復興等	F-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		F-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

3 評価の実施手順

前項で定めた18の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度を把握するため、毎年度、現状の情報を収集し、評価するものとする。

4 評価結果

脆弱性評価の結果は巻末の別表1「福島町地域強靭化に関する脆弱性評価」のとおり。

第4章 福島町地域強靭化のための施策プログラムの策定等

1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、町における強靭化施策の取組方針を示す「福島町地域強靭化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、当町のみならず国、道、町、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、18の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

2 施策推進の指標となる目標の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を把握するため、可能な限り指標となる目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、町、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づける。

また、本計画に係る推進事業に対する指標は、第6次福島町総合計画等の既存計画に掲げる指標を活用する。

3 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要がある。

福島町で掲げる「災害に対する意識向上」、「防災・減災に向けた取組みの促進」、「災害の未然防止」の実現を図るとともに、福島町の強靭化を北海道・国の強靭化へつなげるため、「北海道強靭化計画」で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、重点化すべき施策項目を設定した。

4 推進事業の設定

施策推進に必要な各事業のうち、福島町が主体となって実施する事業を設定し、整理する。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行う。

なお、「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策プログラムは、次の福島町地域強靭化のための施策プログラムの策定一覧のとおり策定する。

●福島町地域強靭化のための施策プログラムの策定一覧

- ・脆弱性評価において設定した18の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策を掲載
- ・当該施策の推進に関連する分野（第6次福島町総合計画における分野）を各施策の末尾に【】書きで記載
- ・プログラムを構成する施策には、複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、これらの施策については、特に関わりのある「最悪の事態」ごとに掲載する。

（1）人命の保護

A-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化に係る推進事業）**重点**

- ・公共施設の耐震化を推進[国・道・町]【町の基盤整備の推進】
- ・公共施設配置の再検討[町]【町の基盤整備の推進】

（建築物等の老朽化対策に係る推進事業）**重点**

- ・消防団分団器具置場建替[国・道・町]【防災・消防体制の充実】
- ・子育て施設（保育所・地域子育て支援センター）の予防保全による施設の機能維持[国・道・町]【子育て支援の充実】
- ・テレビ中継局の適切な維持管理[国・道・町]【生活基盤の確保】
- ・老朽化した町有住宅の建替・改修[国・道・町]【町の基盤整備の推進】
- ・空き家バンク制度推進による定住者増加と空き家解消[国・道・町]【生活安全の確保】
- ・水道施設・設備の計画的な更新[国・道・町]【町の基盤整備の推進】
- ・整備計画に基づく各漁港の整備・改修[国・道・町]【水産業の振興】
- ・吉岡漁村環境改善総合センターの解体[国・道・町]【水産業の振興】
- ・福祉センターの改修・整備[国・道・町]【生涯学習の推進】
- ・教育施設長寿命化計画の策定[国・道・町]【教育環境の充実】
- ・教職員住宅の計画的な改修・整備[国・道・町]【教育環境の充実】
- ・学校給食センターの施設維持及び設備の更新[国・道・町]【教育環境の充実】
- ・体育施設の適切な維持管理[町]【スポーツの振興】
- ・老朽化した町内会館の統廃合・改修による適正管理[国・道・町]【協働のまちづくりの推進】
- ・「福島町公園長寿命化計画」に基づく遊具等の維持管理[国・道・町]【町の

基盤整備の推進】

- ・老朽化した舗装や排水溝の更新及び維持管理[国・道・町] 【町の基盤整備の推進】
 - ・「福島町公営住宅等長寿命化計画」に基づく、建替えや設備更新等による住環境の向上[国・道・町] 【町の基盤整備の推進】
 - ・「福島町空家等の適正管理に関する条例」に基づく、空家等対策の実施[国・道・町] 【生活安全の確保】
 - ・町立診療所の適正管理及び設備の更新[国・道・町] 【健康増進と保健・医療の充実】

(避難場所等の指定・整備に係る推進事業)

- ・災害に対する意識づくり、避難訓練の実施[町] 【防災・消防体制の充実】
- ・各指定避難所の老朽化に伴う維持管理や施設の更新[国・道・町] 【防災・消防体制の充実】
- ・各指定避難所の防災機能及び備蓄品の充実[国・道・町] 【防災・消防体制の充実】

(緊急輸送道路等の整備に係る推進事業) 重点

- ・唯一の幹線道路である国道228号の防災対策等、整備促進に向けた要請活動[国・道・町] 【町の基盤整備の推進】
- ・国道228号白神防災道路事業の推進[国・道・町] 【町の基盤整備の推進】
- ・安全な通行を確保するための道道整備に向けた要請活動[道・町] 【町の基盤整備の推進】
- ・道路照明等のLED化の推進[道・町] 【町の基盤整備の推進、生活安全の確保】
- ・国道、道道の適切な維持管理を要請[国・道・町] 【町の基盤整備の推進】
- ・町道の改修・整備並びに適切な維持管理[国・道・町] 【町の基盤整備の推進】
- ・橋梁長寿命化計画に基づいた安全な通行の確保[国・道・町] 【町の基盤整備の推進】

(啓発活動等の取組推進に係る推進事業)

- ・防火設備・危険物施設の安全確保と火災の未然防止の取組[町] 【防災・消防体制の充実】
- ・住宅用火災警報器及び消火器の普及啓発[町] 【防災・消防体制の充実】
- ・防火意識高揚のためのイベントや広報活動の実施[町] 【防災・消防体制の充実】
- ・防災(避難)訓練の実施による防災意識の啓発、向上[道・町] 【防災・消防体

制の充実】

- ・防災計画に基づく「防災ハンドブック」の更新[道・町]【防災・消防体制の充実】
- ・自主防災組織の育成、活動支援[町]【防災・消防体制の充実】
- ・避難行動要支援者への援護体制の確立（避難行動要支援者名簿の更新・情報共有）[町]【地域生活を支える取組の推進】

A－2 土砂災害による多数の死傷者の発生

（警戒避難体制の整備に係る推進事業）**重点**

- ・土砂災害警戒区域指定に向けた住民説明会の開催[道・町]【防災・消防体制の充実】
- ・森林整備や治山事業の実施による土砂流出防備[国・道・町]【防災・消防体制の充実、土地利用と自然環境の保全】

（砂防設備等の整備に係る推進事業）**重点**

- ・危険区域を重点とした治山施設の整備[国・道・町]【防災・消防体制の充実】
- ・治水事業の促進を国や北海道へ要請[国・道・町]【防災・消防体制の充実】

A－3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

（津波避難体制の整備に係る推進事業）

- ・防災(避難)訓練の実施による防災意識の啓発、向上[道・町]【防災・消防体制の充実】（再掲）
- ・自主防災組織の育成、活動支援[町]【防災・消防体制の充実】（再掲）
- ・避難行動要支援者への援護体制の確立（避難行動要支援者名簿の更新・情報共有）[町]【地域生活を支える取組の推進】（再掲）
- ・高台に避難するための避難階段及び避難施設の整備[国・道・町]【防災・消防体制の充実】

（海岸保全施設等の整備）

- ・海岸保全事業の促進[国・道・町]【水産業の振興】

A－4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(洪水・内水ハザードマップの作成に係る推進事業)

- ・ハザードマップの適宜更新[町]【防災・消防体制の充実】

(河川改修等の治水対策に係る推進事業)

- ・河川管理者への維持管理要請[道・町]【防災・消防体制の充実】
- ・普通河川の護岸整備や河道堆積物の除去等の維持管理[道・町]【防災・消防体制の充実】

A－5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

(暴風雪時における道路管理体制の強化に係る推進事業)

- ・安全な通行を確保するための道道整備に向けた要請活動[道・町]【町の基盤整備の推進】(再掲)
- ・国道、道道の適切な維持管理を要請[国・道・町]【町の基盤整備の推進】(再掲)
- ・町道の改修・整備並びに適切な維持管理[国・道・町]【町の基盤整備の推進】(再掲)

(除雪体制の確保に係る推進事業)

- ・町道の除排雪委託業務による除雪体制の確保[町]【町の基盤整備の推進】
- ・冬期間における道路環境の維持、堆雪スペースの確保[国・道・町]【町の基盤整備の推進】

A－6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

(冬季も含めた帰宅困難者対策に係る推進事業)

- ・国道利用者の緊急避難所としての道の駅等の整備[国・道・町]【観光業の振興】

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策に係る推進事業)

- ・各指定避難所の老朽化に伴う維持管理や施設の更新[国・道・町]【防災・消防体制の充実】(再掲)
- ・各指定避難所の防災機能及び備蓄品の充実[国・道・町]【防災・消防体制の充実】(再掲)

A-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

(関係機関の情報共有化に係る推進事業)

- ・関係機関相互の連絡体制を強化、通信環境の一元化[国・道・町]【生活基盤の確保、行財政運営の推進】
- ・道と町を結ぶ総合行政情報ネットワークの計画的な更新、衛星携帯電話の維持を促進[道・町]【行財政運営の推進】

(住民等への情報伝達体制の強化に係る推進事業)

- ・戸籍総合システム更新事業[国・道・町]【行財政運営の推進】
- ・防災マップの配布[道・町]【防災・消防体制の充実】
- ・防災行政無線を活用した情報伝達手段の維持[国・道・町]【防災・消防体制の充実】
- ・学校現場にタブレットを導入し情報化社会に対応[国・道・町]【教育環境の充実】
- ・ホームページ、町広報による情報発信の充実[町]【情報発信の充実】
- ・町政懇談会の開催[町]【情報発信の充実】

(観光客、高齢者等の要配慮者対策に係る推進事業)

- ・多言語標記による海外からの観光客への周知[国・道・町]【観光業の振興】
- ・道の駅再整備に向けた検討[国・道・町]【観光業の振興】
- ・観光施設（横綱千代の山・千代の富士記念館、青函トンネル記念館等）の適切な維持管理、改修[道・町]【観光業の振興】
- ・冬の生活支援事業[国・道・町]【地域生活支える取組の推進】
- ・高齢者等の除排雪支援体制の充実[町]【地域生活を支える取組の推進】
- ・介護予防等の推進[町]【高齢者福祉の充実】
- ・老人福祉施設（特養等）の改修整備[国・道・町]【高齢者福祉の充実】
- ・重度心身障がい者へタクシー料金助成[町]【障がい者福祉と社会保障の充実】
- ・ふれあいスポーツ大会開催による社会参加の提供[町]【障がい者福祉と社会保障の充実】
- ・要保護世帯への自立に向けた支援体制[国・道・町]【障がい者福祉と社会保障の充実】
- ・避難行動要支援者への援護体制の確立（避難行動要支援者名簿の更新・情報共有）[町]【地域生活を支える取組の推進】（再掲）

(地域防災活動、防災教育の推進に係る推進事業)

- ・市民に対する普通救命講習の実施[町]【防災・消防体制の充実】

- ・地域防犯啓発の充実[町] 【生活安全の確保】

(2) 救助・救急活動等の迅速な実施

B-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(物資供給等に係る連携体制の整備に係る推進事業)

- ・道、町、民間企業・団体等との間で締結している応援協定に基づく防災訓練など平時の活動を促進[道・町] 【防災・消防体制の充実、広域行政の推進】

(非常用物資の備蓄促進に係る推進事業)

- ・防災備蓄計画に基づく、防災備蓄品や資機材の整備・更新[道・町] 【防災・消防体制の充実】

B-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(防災訓練等による救助・救急体制の強化に係る推進事業) **重点**

- ・救急隊員の養成、救急救命士再教育等による技術の向上[町] 【防災・消防体制の充実】
- ・救助訓練や研修への参加による技術の向上[町] 【防災・消防体制の充実】
- ・自主防災組織の育成、活動支援[町] 【防災・消防体制の充実】
- ・救急救命士の計画的な採用[町] 【防災・消防体制の充実】
- ・消防団員の確保[町] 【防災・消防体制の充実】

(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備に係る推進事業)

- ・消防庁舎、施設、資機材、車両などの計画的な更新、整備[国・道・町] 【防災・消防体制の充実】

B-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

(被災時の医療支援体制の強化に係る推進事業)

- ・医療機関（町立）等の施設及び設備の更新・維持[国・道・町] 【健康増進と保健・医療の充実】

(災害時における福祉的支援に係る推進事業)

- ・地域共助の体制づくり[町] 【地域生活を支える取組の推進】
- ・介護生活支援サポート制度及び高齢者見守りの充実[町] 【高齢者福祉の充実】
- ・障害福祉サービス利用者との情報共有[町] 【障がい者福祉と社会保障の充実】
- ・公共施設への福祉的配慮[国・道・町] 【障がい者福祉と社会保障の充実】

(防疫対策に係る推進事業)

- ・保健師による疾病予防[町] 【健康増進と保健・医療の充実】
- ・健康づくり推進員による各種取組の充実[町] 【健康増進と保健・医療の充実】
- ・特定健診受診の充実[町] 【健康増進と保健・医療の充実】

(3) 行政機能の確保

C－1 町内外における行政機能の大幅な低下

(災害対策本部機能等の強化に係る推進事業)

- ・町内の情報基盤の構築[国・道・町] 【生活基盤の確保】

(行政の業務継続体制の整備に係る推進事業)

- ・行政改革大綱に基づく行政運営[町] 【行財政運営の推進】

(広域応援・受援体制の整備に係る推進事業)

- ・広域行政の推進[道・町] 【広域行政の推進】
- ・被災地への派遣[国・道・町]

(4) ライフラインの確保

D－1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

(再生可能エネルギーの導入拡大)

- ・再生可能エネルギーなどの関連施策の総合的な推進[国・道・町] 【土地利用と自然環境の保全】

(電力基盤等の整備)

- ・道外との電力融通の確保に不可欠な北本連系設備の増強に向けた取組の推進
[国・道・町]

(石油燃料供給の確保)

- ・石油供給事業者との協定に基づく、石油燃料の安定的確保[町]【防災・消防体制の充実】

D－2 食料の安定供給の停滞

(食料生産基盤の整備に係る推進事業)

- ・植樹を通じた漁場保全[道・町]【水産業の振興】
- ・限られた漁場の有効活用[町]【水産業の振興】
- ・国、道と連携した各漁港の計画的な整備[国・道・町]【水産業の振興】
- ・国、道と連携した各漁港の老朽化岸壁の整備[国・道・町]【水産業の振興】
- ・種苗育成、放流等による資源の充実[国・道・町]【水産業の振興】
- ・種苗生産施設の統廃合による生産性の向上[国・道・町]【水産業の振興】
- ・完全陸上養殖によるアワビの安定供給[国・道・町]【水産業の振興】
- ・青函トンネル湧水を活用した魚類等養殖の事業支援[道・町]【水産業の振興】
- ・働き手不足に対応したコンブ共同利用施設の整備[国・道・町]【水産業の振興】
- ・未利用コンブの商品化[道・町]【水産業の振興】
- ・漁業担い手育成支援による漁業者確保[国・道・町]【水産業の振興】
- ・外国人研修生受入による水産加工業の体制維持[国・道・町]【水産業の振興】
- ・産業振興資金貸付の充実による経営支援[町]【水産業の振興】
- ・鳥害対策の実施[国・道・町]【農林業の振興】
- ・エゾシカ等の有害鳥獣駆除対策[国・道・町]【農林業の振興】
- ・新規担い手の確保と就農対策[国・道・町]【農林業の振興】
- ・家畜防疫対策の支援[国・道・町]【農林業の振興】
- ・ほど木用原木の確保に係る森林整備[国・道・町]【農林業の振興】
- ・林道、作業道の整備[国・道・町]【農林業の振興】
- ・優良農地集積の支援[国・道・町]【土地利用と自然環境の保全】
- ・小規模企業の振興[町]【商工業の振興】

(食料品の販路拡大・産地備蓄の推進に係る推進事業)

- ・水産加工品のインターネット販売拡充[町]【水産業の振興】

- ・蓄養施設の計画的な整備[国・道・町] 【水産業の振興】
- ・6次産業化の推進[国・道・町] 【農林業の振興】
- ・どすこい朝市や直売所の体制強化[町] 【農林業の振興】
- ・子供向けの農業体験の実施[町] 【農林業の振興】
- ・農産品・林産品のブランド化支援[道・町] 【農林業の振興】
- ・商店街の振興[国・道・町] 【商工業の振興】
- ・特産品販売促進の充実[国・道・町] 【商工業の振興】
- ・町内の消費拡大[町] 【商工業の振興】
- ・新製品開発の推進[国・道・町] 【商工業の振興】
- ・食育推進計画に基づく地元食材の活用[町] 【教育環境の充実】

D－3 上水道等の長期間にわたる機能停止

(水道施設等の防災対策に係る推進事業) **重点**

- ・老朽化した水道施設・設備の更新[国・道・町] 【町の基盤整備の推進】

(下水道施設等の防災対策に係る推進事業)

- ・浄化槽市町村整備推進事業・浄化槽推進促進事業[国・道・町] 【町の基盤整備の推進】

D－4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

(交通ネットワークの整備に係る推進事業) **重点**

- ・地域高規格道路（松前半島道路）の早期完成に向けた要請活動[国・道・町] 【町の基盤整備の推進】
- ・第2青函トンネル構想の実現に向けた取組みの推進[国・道・町] 【広域行政の推進】

(道路施設の防災対策等に係る推進事業)

- ・道路施設毎の長寿命化計画等に基づく計画的な補修・更新[国・道・町] 【町の基盤整備の推進】

(5) 二次災害の抑制

E－1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(森林の整備・保全に係る推進事業)

- ・適切な森林の施業による保全対策の推進[国・道・町]【土地利用と自然環境の保全】
- ・森林所有者の経営意欲の向上促進[道・町]【農林業の振興】

(農地・農業水利施設等の保全管理に係る推進事業)

- ・農林業設備や保管倉庫などの施設整備への支援[国・道・町]【農林業の振興】

(6) 迅速な復旧・復興等

F－1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物の処理体制の整備に係る推進事業)

- ・ごみ処理関連施設の適切な維持管理、設備の更新[国・道・町]【環境衛生の充実】

F－2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

(災害対応に不可欠な建設業との連携に係る推進事業)

- ・地域ぐるみの防災活動[町]【防災・消防体制の充実】

(行政職員の活用促進に係る推進事業)

- ・地域防災計画に基づく関係機関からの支援[道・町]【防災・消防体制の充実】
- ・職員研修による能力向上[町]【行財政運営の推進】

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靭化基本計画」及び「北海道強靭化計画」との調和を図りながら、第6次福島町総合計画計画期間の8年（令和6年度から令和13年度）とする。

また、本計画は、福島町の他の分野別計画における国土強靭化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靭化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

2 計画の推進方法

2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、府内の所管課を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

《 施策毎の推進管理に必要な事項 》

- ・ 当該施策に関する府内の所管課、国の関係府省庁、道の関係部局
- ・ 計画期間における施策推進の状況
- ・ 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・ 当該年度における予算措置状況
- ・ 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・ 指標の達成状況等

2-2 P D C A サイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというP D C Aサイクルを構築し、福島町地域強靭化のスパイラルアップを図っていく。

3 推進体制

3－1 推進体制の構築

計画の推進に当たっては、町のみならず国・道等の関係者が総力をあげて、施策を総合的かつ効果的に実施することが不可欠である。

また、地域の実情を踏まえた計画の推進管理を行うため、定期的に施策の進捗状況や課題等の整理を行い、福島町全体の計画推進に反映させる。

3－2 予算確保に向けた国・道への要望

国では、令和3年度から令和7年度まで「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」を掲げている。

町においても、この国の対策等を活用し、国や道と一体となった取組みを図ることが必要であり、地域の実情に沿った対策が図られるよう、予算確保に向けて国・道へ要望等を働きかけていく。

3－3 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた施策の推進

SDGsの目標達成に向けた国土強靭化の取組みについて、国では「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（平成28年12月策定）の8つの優先課題のうち、「4.持続可能で強靭な国土と室の高いインフラの整備」として示し、目標達成に向け、各施策を推進している。

福島町においては、第6次福島町総合計画におけるまちづくりテーマを「自然と人が織りなす“幸せ実感コンパクトな町”～持続可能なまち「ふくしま」を共に創る～」としており、当計画に掲げる施策の推進は、「持続可能な開発目標（SDGs）」達成に資するものである。

【別表1】福島町地域強靭化に関する脆弱性評価

1 人命の保護

A－1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
<p>【評価結果】</p> <p>(住宅・建築物等の耐震化に係る推進事業)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 住宅・建築物等の耐震化については、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。○ 防災拠点となる公共施設は耐震化が必要である。○ 建築物等の倒壊による人的被害を未然に防ぐ必要がある。 <p>(建築物等の老朽化対策に係る推進事業)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 公共建築物は、昭和40年代から昭和60年代に建設した施設が多く、老朽化が進行していることから、予防保全や計画的な維持管理が必要である。○ 公営住宅等については、計画的な建替・改善等が必要である。○ 空き家の解体や利活用を促進する必要がある。 <p>(避難場所等の指定・整備に係る推進事業)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 避難場所については、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所等の指定を広く周知する必要がある。○ 指定避難所になっている町内会館等については、再編計画に基づき統廃合や建替え等による避難所の確保が必要となる。○ 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、福祉避難所の指定について促進する必要がある。○ 災害時の避難場所となる公共建築物等について、地域の実情に応じた施設整備を促進する必要がある。○ 災害に対する意識づくりや具体的な災害を想定した避難訓練の実施が必要である。○ 避難所運営訓練の実施や町内会との連携など、避難所運営体制の整備が必要である。 <p>(緊急輸送道路等の整備に係る推進事業)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 地域高規格道路（松前半島道路）の早期完成に向けた要請活動が必要である。○ 唯一の幹線道路である国道228号の防災対策等の整備が必要である。○ 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や道、他の市町村と連携を図り整備を推進する必要がある。 <p>(啓発活動等の取組推進に係る推進事業)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 防火設備・危険物施設の安全確保と災害の未然防止の取り組みが必要である。

- 町民に対する普通救急救命講習の実施を推進する必要がある。
- 災害等に備え、防災計画に基づく「防災ハンドブック」を作成する必要がある。
- 自主防災組織の育成や活動を推進する必要がある。

【指標】

- ・公営住宅等長寿命化計画に基づく計画的な建替え
- ・地域防災計画に基づく自主防災組織の維持
- ・地域高規格道路（松前半島道路）早期実現に向けた要請活動
- ・普通救急救命講習の年間受講者数の増加

A－2 土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（警戒避難体制の整備に係る推進事業）

- 土砂災害警戒区域の指定状況は、防災の観点から推進する必要がある。
- 警戒区域については、警戒避難体制の整備と防災マップによる住民周知を促進する必要がある。

（砂防設備等の整備に係る推進事業）

- 国及び道において、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設、治山施設等の整備を進めているが、現状では、未整備箇所が数多く残されていることから、引き続き国及び道に対し、施設整備・老朽更新の促進を要請する必要がある。
- 適切な森林の施業による保全対策をする必要がある。

【指標】

- ・土砂災害警戒区域指定の促進
- ・治山・急傾斜地の未整備箇所の解消

A－3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（津波避難体制の整備に係る推進事業）

- 新たな津波浸水想定が設定されるなどの情勢変化に応じ、防災マップの改訂をはじめ、避難体制の再整備が必要となる。
- 防災（避難）訓練等の実施による、防災意識の啓発が必要である。

【指標】

- ・全町的な防災訓練の実施

A－4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【評価結果】

(洪水・内水ハザードマップの作成に係る推進事業)

- 河川氾濫対象地区については、積極的な防災訓練等の実施が必要である。

(河川改修等の治水対策に係る推進事業)

- 国・道の河川管理者への河川改修及び維持管理の要望が必要である。

- ゲリラ豪雨などの大雨による浸水被害を抑制するため、関係機関に対し継続的な要望が必要である。

A－5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(暴風雪時における道路管理体制の強化に係る推進事業)

- 冬期間における道路環境の維持、堆雪スペースの確保が必要である。
- 国道・道道の通行規制時などは、迅速な情報伝達に取り組むなど、関係機関との連絡体制を強化する必要がある。

(除雪体制の確保に係る推進事業)

- 道路管理者（国・道）において、管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時においては、各管理者間で情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努める必要がある。
- 高齢者宅等の除排雪支援体制の充実を図る必要がある。

【指標】

- ・町道の除雪路線の維持
- ・除雪堆積箇所の維持

A－6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【評価結果】

(冬季も含めた帰宅困難者対策に係る推進事業)

- 冬の厳しい自然条件を踏まえ、地域における移動困難者対策のため、町内会館等の利用を促進する必要がある。
 - 公共施設等には、発電機の設置や食料備蓄等を行う必要がある。
- (積雪寒冷を想定した避難所等の対策に係る推進事業)
- 冬の厳しい自然条件を踏まえ、毛布・暖房器具などの備蓄整備を図り、避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。

【指標】

- ・国道利用者の緊急避難所としての機能を有する道の駅等の整備
- ・公共施設維持保全計画に基づき町内会館等の計画的な整備
- ・防災備蓄計画に基づく防災備蓄品等の適正配備

A－7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

(関係機関の情報共有化に係る推進事業)

- 防災行政無線や衛星携帯電話等の通信機器の計画的な更新が必要である。
- Jアラート及び北海道防災情報システムの運用により、道及び関係機関と情報共有を図り、住民等へ迅速な情報伝達を可能とする環境整備の必要がある。
- 大規模災害等を想定した防災訓練などを通じ、情報収集・共有体制の強化を図っていく必要がある。

(住民等への情報伝達体制の強化に係る推進事業)

- 災害時の迅速で適切な行動ができるよう防災行動継続計画（タイムライン）の作成が必要である。
- 災害時における住民の安否情報を、効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 防災行政無線を活用した迅速かつ円滑な情報発信体制の強化を図るため、計画的に設備を更新する必要がある。

(観光客、高齢者等の要配慮者対策に係る推進事業)

- 多言語標記による海外からの観光客への情報伝達体制を構築する必要がある。
- 公共施設への福祉的配慮の体制づくりが必要である。
- 町内会との連携による支援体制の構築と対象者情報の適正管理や活用が必要である。

- 避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などについて、避難誘導支援を迅速かつ適切に行えるよう体制づくりが必要である。

(地域防災活動、防災教育の推進に係る推進事業)

- 地域防災力の向上に向け、自主防災組織（町内会）の活動促進等を図る必要がある。
- 地域の実情を踏まえた体制づくりが必要である
- 地域における防災体制の強化を図るため、消防団員の確保と実践的な訓練が必要である。
- 学校教育においては、防災教育啓発資料の配付などを通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向け、実践的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取組を行う必要がある。

【指標】

- ・防災行政無線の計画的な更新
- ・消防団員数の確保

2 救助・救急活動等の迅速な実施

B－1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【評価結果】

(物資供給等に係る連携体制の整備に係る推進事業)

- 地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において、道、町、民間企業・団体等がそれぞれの間で応援活動を効率的に行えるようにする必要がある。
- 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定等の応援体制など、関係団体との連携体制を確保する必要がある。

(非常用物資の備蓄促進に係る推進事業)

- 防災備蓄計画に基づく防災備蓄品や資機材の整備が必要である。
- 非常用物資の計画的な備蓄と避難所等への事前配備など、備蓄品の配置を進める必要がある。
- 各家庭における食料、飲料水等の備蓄に関する意識啓発が必要である。
- 断水時における迅速かつ円滑な応急給水体制の整備が必要である。

【指標】

- ・各家庭への防災備蓄に係る啓発の実施

B－2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

(防災訓練等による救助・救急体制の強化に係る推進事業)

- 地域防災計画に基づき、具体的な災害を想定した防災訓練の実施が必要である。
- 救急隊員の養成、救急救命士の再教育等による知識・技術の向上が必要である。
- 救助訓練や研修への参加による技術の向上が必要である。
- 消防職員の災害対応向上のため、各種研修等による計画的な人材を育成する必要がある。
- 町民に対する救命措置等の普及啓発を行う必要がある。

(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備に係る推進事業)

- 消防の災害対応能力維持のため、消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ付積載車などの消防車両の整備を図る必要がある。また、消防団の装備を充実する必要がある。
- 救急活動の拠点となる消防庁舎の計画的に整備が必要である。

【指標】

- ・消防計画に基づく消防ポンプ車等の計画的な更新
- ・救急救命士の資格者の確保

B－3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

(被災時の医療支援体制の強化に係る推進事業)

- 町立診療所の施設及び設備の維持・更新を図り、地域医療体制の充実を図る必要がある。
- 良質な医療サービスの提供と医療従事者の確保や医療機器の更新、施設の整備計画的に進める必要がある。

(災害時における福祉的支援に係る推進事業)

- 地域の民生委員との地域共助の体制づくりが必要である。
- 福祉関係団体や関係法人に広く協力を要請し、福祉避難所への人的支援の促進する必要がある。
- 被災した社会福祉施設等の入居者の避難先確保や人的・物的支援を充実する必要がある。

(防疫対策に係る推進事業)

- 災害時における感染症の発生やまん延を防止するため、定期的な予防接種を対象者が適切に受けられる体制を整備する必要がある。

【指標】

- ・地域医療機関の維持
- ・各種健診受診率の向上

3 行政機能の確保

C－1 町内外における行政機能の大幅な低下

【評価結果】

(災害対策本部機能等の強化に係る推進事業)

- 災害対策本部設置の実施と検証を行うなど、本部機能の強化に向けた取組みを行う必要がある。
- 災害時における避難所運営など、職員の行動体制を構築する必要がある。
- 地域防災計画の見直しや防災行動計画の作成などを通じ、災害対策本部体制の機能強化を図る必要がある。
- 災害応急対応や復旧対応など、総合的な防災拠点としての業務を継続するため、役場庁舎等の行政施設の計画的な整備が必要である。

(行政の業務継続体制の整備に係る推進事業)

- 業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持・継続をするため、バックアップの機能向上が必要である。
- 被災地への職員派遣など、被災地支援及び災害対応力の向上を図る必要がある。
- 町立診療所（やまゆりクリニック）など、災害時においても早期に業務を再開するため、業務継続体制を確保する必要がある。

(広域応援・受援体制の整備に係る推進事業)

- 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定に基づき、支援体制を継続する必要がある。

4 ライフラインの確保

D－1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

【評価結果】

(再生可能エネルギーの導入拡大)

- 北海道における再生可能エネルギーの導入は、今後更なる拡大が期待できることから、エネルギーの地産地消などの取組が必要である。

(電力基盤の整備)

- 北本連系設備については、2019年3月に、60万kWから90万kWへ容量が拡大され、2019年5月に電力広域的運営機関の小委員会において再増強の考えが示されたところであるが、電力の安定供給の強化や再生可能エネルギーの導入拡大を図るためその早期実現に加え、更なる容量拡大などにより、送配電網全体の強靭性を高めていく取組が求められる。

- 被災による停電時には、分散型電源としての電力供給機能のほか、廃熱利用による暖房や冷房等の機能も有するコーポレート・ソリューションシステムの導入を推進する必要がある。

(石油燃料供給の確保)

- 災害時において緊急車両や避難所等に石油燃料供給を安定確保するため、石油販売業者の団体や石油元売団体との間で協定や覚書を締結しており、本協定等が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。

【指標】

- ・石油供給事業者との情報共有・連携を促進
- ・公共施設の再生可能エネルギー導入

D－2 食料の安定供給の停滞

【評価結果】

(食料生産基盤の整備に係る推進事業)

- 1次産業の担い手不足による産業衰退を招かないよう、多様な担い手の育成・確保が必要である。
- 国・道と連携した各漁港の計画的な整備が必要である。
- 当町の基幹産業である水産業において、栽培漁業の充実を図るために、種苗生産施設の統廃合による新たな生産性向上を推進する必要がある。
- 施設の老朽化対策は、防災・減災対策にもなることから生産基盤施設の整備を着実に推進する必要がある。

(食料品の販路拡大・産地備蓄の推進に係る推進事業)

- 6次産業の推進・新製品開発などを積極的に推進するとともに、食の高付加価値化などによる農林水産物の販路拡大の取組など、生産、加工、流通が一体となった取組を推進する必要がある。
- 食料の安定供給を行うため、蓄養型施設の維持・拡充が必要である。

【指標】

- ・コンブ生産量の維持
- ・農林水産業担い手支援者数の増加
- ・専業農家の維持
- ・原木シイタケ生産量の増加

D－3 上水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

(水道施設等の防災対策に係る推進事業)

- 給水機能を確保するため、浄水場などの水道施設の老朽化対策等、計画的な整備を促進する必要がある。
- 給水機能の停止に対応するため、応急復旧体制と応急給水体制の整備が必要である。

(下水道施設等の防災対策に係る推進事業)

- 凝化槽の設置を促進することにより、生活排水の適切な処理を推進する必要がある。

【指標】

- ・老朽配水管の更新
- ・循環型社会形成推進地域計画に基づく凝化槽設置数の増加

D－4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

(交通ネットワークの整備に係る推進事業)

- 北海道と本州を結ぶ青函トンネルは、交通手段の基軸となるもので、陸路による高速輸送を可能とする新幹線の役割が大変重要であり、更なる高速輸送の確保や災害時における対策を図るために、更には、本州方面への食料供給に欠かせない鉄道貨物輸送の機能性・安全性を確保しながら、新幹線の高速走行を実現するため、新たに第2青函トンネル構想の実現に向けて活動を進める必要がある。
- 生活圏の拡大に対応する利便性や、災害に対する安全性の高い道路として、地域高規格道路（松前半島道路）の早期完成を関係機関に要請する必要がある。
- 唯一の基幹道路である国道228号の防災体制及び整備促進に向けた要請活動が必要である。

(道路施設の防災対策等に係る推進事業)

- 落石や岩石崩落などの道路防災については、今後も、引き続き計画的な整備を行うよう要請する必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、着実な整備を推進するとともに、他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。
- 道路施設毎の長寿命化計画等に基づく計画的な補修・改修の必要がある。

【指標】

- ・橋梁長寿命化計画による補修の実施
- ・第2青函トンネル構想実現に向けた取組み

5 二次災害の抑制

E－1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【評価結果】

(森林の整備・保全に係る推進事業)

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備など適切な森林施業を計画的に推進する必要がある。
- 森林がもつ多面的機能維持のため、エゾシカなど有害鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

(農地・農業水利施設等の保全管理に係る推進事業)

- 農地がもつ国土保全機能の維持の観点から、鳥獣等から農地の荒廃を未然に防止するため、保全管理する必要があります。

【指標】

- ・ 経営耕地面積の維持
- ・ 有害鳥獣駆除の実施

6 迅速な復旧・復興等

F－1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

(災害廃棄物の処理体制の整備に係る推進事業)

- 震災等の災害発生時の廃棄物処理について、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止、早期の復旧・復興を図るために、適正かつ迅速な処理体制を構築する必要がある。
- ごみ処理関連施設の適切な維持管理及び設備の更新が必要である。

F－2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

【評価結果】

(災害対応に不可欠な建設業との連携に係る推進事業)

- 大規模災害の発生により、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業など各団体とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。

(行政職員の活用促進に係る推進事業)

- 災害時等における北海道及び市町村相互の共生の維持が必要である。
- 災害対策本部に係る研修や訓練等を実施する必要がある。
- 職員研修による個々の能力向上を図ることが必要である。
- 民間企業等の資機材の提供が受けられるような協定を締結する必要がある。

【指標】

- ・ 災害協定数の増加
- ・ 職員研修の維持

【別表2】福島町地域強靭化のための推進事業一覧

所管課	事業名
総務課	災害に備えた交通安全施設等の整備事業
	公衆無線 LAN 環境整備支援事業
	消防防災施設整備費補助金
	災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金
	災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費
企画課	地方創生整備推進交付金
	地方創生推進交付金
	放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備事業）
	放送ネットワーク整備支援事業（地域ケーブルテレビネットワーク整備事業）
	民放ラジオ難聴解消支援事業
	地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業
(農林)	農村地域防災減災事業
	農業水路等長寿命化・防災減災事業
	農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）
	強い農業・担い手づくり総合交付金（卸売市場施設整備）
	鳥獣被害防止総合対策交付金
	治山事業（緊急予防治山事業）
	林業・木材産業成長産業化促進対策（山村地域の防災・減災対策）
	森林・山村多面的機能発揮対策交付金
	農村漁村地域整備交付金
(水産)	水産基盤整備事業
	海岸事業（漁港海岸）
町民課	次世代育成支援対策施設整備交付金
	保育所等整備交付金
	循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）
	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型設備等導入推進事業）
福祉課	社会福祉施設等施設整備費補助金
	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

所管課	事業名
建設課	道路事業
	河川事業
	砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、その他総合的な治水事業
	都市公園・緑地等事業市街地整備事業<都市防災推進事業、都市再生区画整理事業市街地再開事業等>
	地域住宅計画に基づく事業
	住環境整備事業
教育委員会	学校施設環境改善交付金